



REEL No. A-1231

0505

アジア歴史資料センター

一
仮
訳

聯合國共同宣言

「アメリカ」合衆國、「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」連合王國、「ソヴィエト」社會主義共和國連邦、中華民國、「オーストラリア」、「ベルギー」國、「カナダ」、「コスタ・リカ」國、「キュバ」國、「チエコスロvakia」國、「ドミニカ」共和國、「サルヴァドル」國、「ギリシア」國、「グアテマラ」國、「ハイチイ」國、「ホンデュラス」國、「イングランド」、「ルクセンブルグ」國、「オランダ」國、「ニカラグア」國、「ノルウェー」國、「パナマ」國、「ボーランド」國、南「アフリカ」及「ユゴー・スラヴィア」國ノ共同宣言
一千九百四十二年一月一日「ワシントン」ニ於テ署名

(本宣言ノ歐文ヘ在外帝國公館報告ヨリ之ヲ採リタリ)

本宣誓ノ署名國政府ハ
大西洋憲章トシテ知ラル平九百四十一年八月十四日附「アメリ
カ」合衆國大統領並ニ「グレート・ブリテン」及北部「アイルラ
ンド」連合王國總理大臣ノ共同宣言ニ包含セラレタル目的及原則
ニ關スル共同綱領書ニ贊意ヲ表シ
右政府ノ敵國ニ対スル完全ナル勝利ガ生命、自由、獨立及宗教的
自由ヲ擁護スル爲並ニ其ノ國土ニ於テ又他ノ國土ニ於テ人類ノ權

(一) 各政府ハ三國條約ノ締約國及該條約ノ加入國ノ中右政府ガ之ト
ニ現ニ從事シ居ルモノナルコトヲ確信シ左ノ如ク宣言ス
利及正義ヲ保持スル爲ニ必須ノモノナルコト並ニ右政府ガ世界ノ
征服セント努メツツアル野蛮且獸的ナル軍隊ニ対スル共同ノ闘争
(二) 各政府ハ本宣言ノ署名國政府ト協力スルコト及敵國ト單独ノ休
戦又ハ講和ヲ爲サザルコトタ舊約ス
前記宣言ハ「ヒトラー」主義ニ対スル勝利ノ爲ノ闘争ニ於テ物質
的ノ援助及貢獻ヲ爲シ又ハスコトアルベキ他ノ國ニ依リ加入セ
ラルコトヲ得

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦	大使 マクシム・リトヴィノフ	「アイルランド」連合王國 「イングランド」
中華民國國民政部	外交部長 宋子文	「フランス」、「ドイツ」、「ローズベルト」
「オーストラリア」連邦	伯爵 エル・ストラーチン	「ウインストン・チャーチル」
「ベルギー」王國	アール・ジー・ケーシー	

中華民國國民政府
「オーストラリア」連邦
「バルギー」王國

アル・ジー・ケー・シ
エル・スト・ラーチン

REEL No. A-1231

0906

アジア歴史資料センター

「アメリカ」合衆國外務大臣「コーデル・ハル」大臣「アントニー・イーデン」及「ソヴィエトル・ヴェー・エム・モロトフ」ノ會議ハ千九百四十二年三月三十日ニ至ル迄「モスコ」ニ於テ開催セラ行ハレタリ
右外務大臣以外ニ左ノ者モ會議ニ参加シタリ
「アメリカ」合衆國大使「アヴァレル・ハリマン」
合衆國陸軍少將「ジョン・デイン」
「ジギリーン・ハフクワース」
「ジニムズ・ダン」
専門家

英スル公文「ソ」米ノ公文

ノ千九百四十三年十一月三日附「モスコ
「イズヴァースチヤ」ヨリ又露文ハ同月二日附
外務大臣「コーデル・ハル」、連邦王國外務
イードン及「ソヴィエト」連邦外務大臣、
ロトフ」ノ會議ハ千九百四十三年十月十九日
「モスコ」ニ於テ開催セラレ十二回ノ会合

レイトン、マッカーシ
ルイス、フェルナンデス
アウレーリオ、エフエ、コンチエーソ
ヴェー、エス、フルバン
ホータ、エメ。トロンコーソ
セー、アー、アルファーゴ
シモン、ベー、ディアマントブーロス
フェルナンド、デニス
フレリアン、エレ、カセーレス
ギルジアンカルペジュバイ
ヒュー、ル、ギアレー
アー、ルードン
フランク。ラングストーン
レオ・ン、ダバイレ
ドベルトヴェーネンテデモジグスティール
ハエーン、グアルディーア
ヤン、シェチアナノフスキ
ラルフ・ダブリュ・クローズ
コンスタンティン、アーフォティチ

最初ニハ「ドイツ」國及「ヨーロッパ」ニ在ル同國ノ與國ニ対ス
議行ハレタリ決定カ了ヤラレ且既ニ準備中ナル確定ヤル軍事行動
ヲ創設スル爲各自ノ參謀總長ヲ代表スル軍事顧問ノ出席ハ利用セ
ラレタリ
戰爭終結ノ促進ヲ以テ最重要トシ之ニ次ギ重要ナルハ戰爭ノ遂
行上ニ於ケル現在ノ緊密ナル共同動作及協力ヲ戰鬪終後ノ時代
迄繼續スルコトカ三國政府自体ノ國家的利益ノ爲及一切ノ平和愛
好國ノ利益ノ爲肝要ナルコト並ニ右ノ方法ニ依リテノミ平和力維
持増進セラレ且右諸國ノ國民ノ政治的、經濟的及社會的福祉力充分ニ
確信ハ支那國政府一編者注一力會議中ニ參加シ且三國外務大
臣及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦駐劄支那大使ニ依リ各
自ノ政府ノ爲ニ署名セラレタル宣言中ニ於テ表明セラレ居レリ本
日發表セラレタル右宣言ハ戰爭ノ遂行上ニ於ケル並ニ右四國カ夫
々々戰ヒツツアル敵國ノ降伏及武裝解除ニ関スル一切ノ事項ニ付テ
ノ更ニ一層緊密ナル協力ニ付規定ス右宣言ハ四國政府ニ於テ國際
的ノ意見一致シタル原則ヲ示スモノナル組織カ基礎ト爲スベキモノナル
ノ右組織内ヘノ包含ニ闘スル規定ヲ設ケ居レリ
ノ意見一一致シタル原則ヲ示スモノナルカ他ノ一切
ノ大小和平愛好國

「英合王國大使「サード、アーナポルド、クラーク、カーリー」
「陸軍中將「サード、ヘースティングズ、イズメー」
専門家
「ソヴィエト」連邦
「元帥「カーリニ、ヴォロシーロフ」
外務人民委員代理「アーニヤー、ヴィシンスキイ」
外國貿易人民委員代理「エス・エム・リトヴィノフ」
參謀本部附陸軍少將「アーニ・アーネグルイズロフ」
外務人民委員部上席職員「ゲード、エフ・サクシン」
専門家
議事項ハ討議ノ爲三國政府ニ依リ提出セラレタル一切ノ問題ヲ包含
セタリ右問題ノ或モノハ最終的決定ヲ要シタルカ該決定ハ爲サレ
タリ他ノ問題ニ關シテハ討議ノ後原則ニ關スル決定ガ次ノ如ク爲
サレタリ即チ右他ノ問題ハ詳細ナル審議ヲ受クル爲特別ニ設置セ
ラレタル委員会ニ付託セラレタルカ又ハ外交手続ニ依ル處理ノ爲
留保セラレタリ更ニ其ノ他ノ問題ハ意見ノ交換ニ依リ処分セラレ
タリ
合衆國、連合王國及「ソヴィエト」連邦ノ政府ハ共同ノ軍事的労
ニ関スル一切ノ事項ニ付緊密ニ協力シ来レルカ三國政府ノ外務

注

注 本公表文中ニ於ケル「支那國」トハ重慶政權下ノ支那國フ
謂フ 會議ニ閱スル三國政府間ノ最モ緊密ナル協力ヲ確保スル爲ノ機関ヲ
設置スルコトニ意見一致カリ之カ爲會議ハ右問題ヲ研究シ且三國
政府ニ對シ共同勸告ヲ爲スペキ「ヨーロッパ」ニ閱スル問題ノ審
ンドンニ設置スルコトニ決定ヤリ
現存外交機關ヲ經ル三國各自ノ首府ニ在ル三國政府代表者ノ三國
協議ヲ必要アル場合ニ於テ繼續スルコトニ閱スル規定ハ設ケラレ
タリ
會議ハ又三國ノ政府及「フランス」國國民解放委員会ノ代表者ヲ
以テ先づ組織ヤラルベキ「イタリア」國關係事項諸問評議會ヲ設
置スルコトニ意見一致ヤリ現在ノ戰爭中ニ於ケル「ギリシア」國
及「ユゴースラヴィア」國ノ領域上ヘノ「ファシスト」「イタ
リア」國ノ侵入ヨリ生ズル右両國ノ特殊利益ニ鑑ミ右両國ノ代表者ヲ
議會ハ軍事行動以外ノ日日ノ問題ヲ討議シ且「イタリア」國ニ閱
スル連合國ノ政策ヲ調整スル爲ノ勸告ヲ作成スペシ
三國外務大臣ハ「イタリア」國ニ於ケル民主主義ノ復活ニ賛スル
右三國ノ政府ノ態度ヲ本日發表ヤラル宣言ニ依リ再確認スルコ
トヲ適當ナリト認メタリ
三國外務大臣ハ「オトクトリー」國ノ獨立ヲ回復スルコトヲ三國

政府ノ目的ナリト宣言ヤリ同時ニ右大臣ハ最終的解決ニ當リテハ
「オーストリイ」國ガ自國ノ解放ノ爲ニ爲スコトアルヘキ努力ニ
起シタリ「オーストリイ」國ニ関スル右宣言ハ本日發表ヤラレタ
リ右外務大臣ハ如何ナル「ドイツ」國政府ニ休戰ヲ許與スルニ當リ
テモ「ドイツ」國軍隊ニ依リ蹂躪ヲレタル諸國ニ於ケル暴虐及
処刑ニ關係ヲ有シタル「ドイツ」國將兵及「ナチ」黨員ガ其ノ憎
ムベキ犯罪ノ行ハレタル諸國ノ法令ニ依リ告發ヤラレ且罰ヤラル
ル爲右諸國ニ送還ヤラルベキ旨ノ嚴肅ナル警告ヲ掲ゲタル大統領
「ローデヴェルト」、總理大臣「チャーチル」及「ソヴィエト」
政府首席「スターイン」ニ依ル宣言ヲ會議ノ際ニ發シタリ
會議ノ一切ノ事業ノ特徵ヲ成シタル相互的信賴及理解ノ霧囲氣裡
ニ於テ考慮ハ他ノ重要ナル問題ニ對シテモ加ヘラレタリ右問題ハ
國ニ當座ノ問題ノミナラス「ヒトラー」治下ノ「ドイツ」國及其ノ與
全般的協力並ニ平和ノ確保ニ關スル問題ヲモ包含セリ

二 般的安全部
一千九百四十三年十月三十日「モスクワ」ニ於テ署名
（本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表文ト同
一資料ヨリ之ヲ採リタリ）
「アメリカ」合衆國・連合王國・「ソヴィエト」連邦及支那國（

REEL No. A-1231

0509

アジア歴史資料センター

編者注一ノ政府ハ右軸諸國ガ各自ニ戰爭ヲ爲シツタル板軸諸國ニ對スル戰鬪ヲ右軸千九百四十二年一月一日ノ連合國ニ依ル宣言及爾後ノ諸宣言ニ從ヘル右西國ノ決意ニ於テ結合セラレ左本宣言ニ於ケル「支那國」トハ重慶政權下ノ支那國ヲ謂フ右西國自体及之ト連合ヤル國民ヲ侵略ノ脅威ヨリ解放スルコトヲ移行ヲ最少ナラシメツツ國際的ノ人的及經濟的資源ノ軍備用トシテノ軸向ヲ最右西國ノ責任ヲ自覺シ戰爭ヨリ平和ヘノ迅速且秩序アラシメツツ國際的ノ平和及安全ヲ確立シ及維持スルノ必要ヲ認メ共シテ左ノ如ク宣言ス

二 各自ノ敵國ニ對スル戰爭ノ遂行ノ爲誓約セラレタル右西國ノ一致ノ行動ハ平和及安全ヲ組織化シ且之ヲ維持スル爲繼続セラルベキコト

三 右西國中共同ノ敵國ト戰爭シツタル國ハ該敵國ノ降伏及武器解除ニ關スル一切ノ事項ニ付協同シテ行動スベキコトアリベキコト

四 必要ナリト認ムル一切ノ措置ヲ執ルベキコトアリ右西國ハ一切ノ平和愛好國ノ主權ノ平等ノ原則ヲ基礎トシ且一切ノ右ノ如キ大小ノ國ガ參加國タリ得ル一般的國際機關ヲ國際的ノ平和及安全ノ維持ノ爲實行シ得ル限り早期ニ設置スルノ

五
必
要
ヲ
認
メ
居
ル
コ
ト
六
國
際
的
ノ
平
和
及
安
全
ヲ
維
持
ス
ル
爲
右
四
國
ハ
吾
等
ノ
國
際
團
體
ノ
爲
ノ
ノ
共
同
行
爲
ヲ
目
的
シ
テ
相
互
ニ
且
必
要
ア
ル
ト
キ
ハ
連
合
國
中
ノ
他
ノ
連
合
國
ト
協
議
ス
ベ
キ
コ
ト
七
戰
爭
ノ
終
了
後
ニ
於
テ
ハ
右
四
國
ハ
本
宣
言
ニ
規
定
セ
ラ
ル
ル
目
的
ノ
爲
且
共
同
協
議
ノ
後
ニ
於
テ
ニ
非
ザ
レ
バ
他
國
ノ
領
域
内
ニ
於
テ
其
ノ
軍
隊
ヲ
使
用
ス
ル
コ
ト
ナ
カ
ル
ベ
キ
コ
ト
八
右
四
國
ハ
戰
後
ニ
於
ケ
ル
軍
備
ノ
調
整
ニ
關
シ
實
行
シ
得
ル
一
般
的
協
定
ヲ
達
成
ス
ル
爲
相
互
ニ
及
連
合
國
中
ノ
他
ノ
連
合
國
ト
協
議
シ
且
協
力
ベ
キ
コ
ト
九
百
四
十
三
年
十
月
三
十
日
「
モ
ス
コ
ー
」
ニ
於
テ

（本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表文ト同一
資料ヨリ之ヲ採リタリ）

REEL No. A-1231

0910

アジア歴史資料センター

六
ル大赦ヲ許與セラル
民民主義的ナル地方政治機關ガ創設セラルベシ
「一ファシス」ト党ノ領及他ノ者ニシテ軍事的犯罪者タルコ
ト判明シタルカ又ハ其ノ疑アルモノハ逮捕セラレ且裁判官ニ別
渡サルベシ
本宣言ヲ爲スニ當リテハ三國外務大臣ハ活潑ナル軍事行動ガ「イ
タリア」國內ニ於テ繼續スル限り前述ノ原則ヲ完全ニ実施シ得ル
時期ハ連合參謀總長ヲ經テ受領セラルル訓令ヲ基礎トシテ總指揮
官ニ依リ決定セラルベキモノナルコトヲ承認ス本宣言ノ当事者タ
ル三國政府ハ其ノ中ノ何レカノ一國ノ請求アルトキハ本件ニ關シ
協議スベシ
尙本宣言ハ「イタリア」國國民ガ最終的ニ自國ノ政体ヲ選択スル
人権利ニ反シテ効力ヲ有スルコトナキモノトス

四 「オーストリー」歐ニ閣ハ宣言
（本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公
表文ト同一資料ヨリ之ヲ採リタリ）
連合王國、「ソヴィエト」連邦及「アメリカ」合衆國ノ政府ハ「
ヒトラー」ノ侵略ノ最初ノ犠牲ト爲レル自由國タル「オーストリー」
國ガ「ドイツ」國ノ支配ヨリ解放セラルベキモノナルコトニ
意見一致セリ
右政府ハ千九百三十八年三月十五日「ドイツ」國ガ「オーストリー

REEL No. A-1231

0 9 1

アジア歴史資料センター

五 暴虐ニ對スル一ヒトラー」一派
ノ責任ニ闕スル宣言

ノ責任ニ闇スル宣言
（本宣言ノ英文及露文共前記一ノ公表）
連合王國、合衆國及「ソヴィエト」連邦ハ「ヒトラー」ノ軍隊ガ
蹂躪シ現在ニ於テハ著著放逐セラレツタル多數ノ國ニ於テ右軍
隊ニ依リ行ハレツタル暴虐。虐殺及冷酷ナル集團処刑ノ証拠ヲ
多クノ方面ヨリ受領セリ「ヒトラー」ノ統治ノ残酷ナルコトハ決
シテ新シキ事実ニ非ズシテ其ノ掌握スル一切ノ國民及地域ハ最悪
ナル形式ノ恐怖政治ニシテサレ来リ新シキ事実ハ右地域ノ多ク

「一國ニ對シ強制シタル併合ヲ無効ナリト認ム右政府ハ右期日以
後「オーストリイ」國ニ於テ行ハレタル変革ニ依リ右政府ガ臺モ
拘束ヲ受クルコトナキモノト認ム右政府ハ自由且独立ノ「オーストリ
トリイ」國ガ再建セラルルヲ見シコト並ニ之ニ依リ「オーストリ
イ」國國民自身及同様ノ問題ニ直面スベキ隣接諸國ガ永續的平和
ノ唯一ノ基礎タル政治的及經濟的安定ヲ發見スル爲ノ道ヲ開カシ
コトヲ希望スルコトヲ宣言ス
尤モ「オーストリイ」國ハ「ヒトラー」治下ノ「ドイツ」國ニ與
シテ戰爭ニ參加シタルコトニ付自國ガ免ルルヲ得ザル責任ヲ有ス
ルコト及最終的解決ニ當リテハ「オーストリイ」國ノ解放ニ對ス
ル自己ノ貢献力必然考慮セラルベキコトニ付注意ヲ喚起セラルル
モノナリ

ト府前ナ裁何棄判ニ對ノノ
 ナノ記レガトムセ送シ一農
 レ共ノバ行ナルラ還行帰民
 同宣ナハレコルセハセノ
 決言リルバトベラレラ處
 定ハル三ナキレタレ刑ニ
 ニ當爲違カコ自ルツニ
 依該右合リト自己膚ツ參
 リ犯ノ國シヲガ殺ア加
 罰罪者ハ者知狼ニルシ
 セガノ世ハル藉與「タ
 ラ特告界有ベアリソル
 定発ノ罪シ加タヴァカ
 ベノ最者現ヘルイ或
 キ後ノ在タ「エハ
 大理之ノ隙迄ルドト「
 的端伍ニ國イ」ボ
 犯人ノ限ア依人ノン
 制ノ侵合ノラ血リハ領ド
 ントルノザヲ當自城「
 チアズバニチ
 スローリー
 ントル